

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県

2 構造改革特別区域の名称

ちばeビジネス振興・IT基盤人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉県の全域

4 構造改革特別区域の特性

千葉県は、首都圏の東側に位置し、太平洋に突き出た半島になっており、その北西は東京都と埼玉県に接している。千葉県は600万人を超える人口を擁し、平均年齢は40.3歳と全国で6番目に若い県である（平成12年国勢調査）。

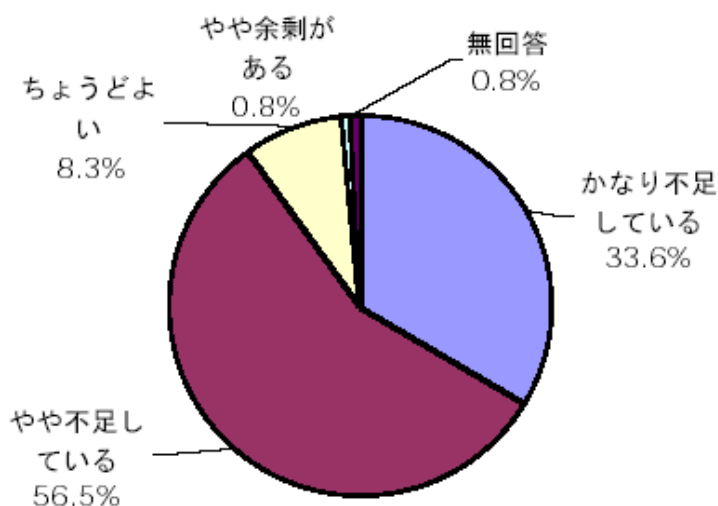
千葉県では、平成12年12月、21世紀初頭の情報通信技術（IT）の発展とそれを取り巻く社会の動向を見通し（概ね10年間を想定）、情報化の取組みに関する基本的な方針として「千葉県情報化構想」を策定した。

さらに、平成16年6月には「千葉県情報化推進アクションプログラム」を策定し、県民生活分野、各種産業分野及び行政分野におけるITの積極的な活用、県民の情報利活用能力の向上、情報通信環境の整備という5つ施策分野における、目標と施策展開を示し、県の情報化に向けた具体的な取組みの全体像を明らかにした。本プログラムでは、情報化による産業の振興（地域産業の振興）に関して、幕張新都心などへのIT関連産業の集積促進による新たな事業の創出とともに、県内ベンチャー企業、中小企業のIT化への支援など様々なニーズに対応する支援策を整備することにより、県内での創業の促進、受注機会の拡大等を図ることを目標に掲げている。また、情報利活用能力の向上（人づくりの推進）に関しては学校教育だけでなく、職業教育においても、ITに関する教育・訓練を実施することにより、雇用に対応した就業支援や人材育成を図り、就業機会の拡充を目指している。

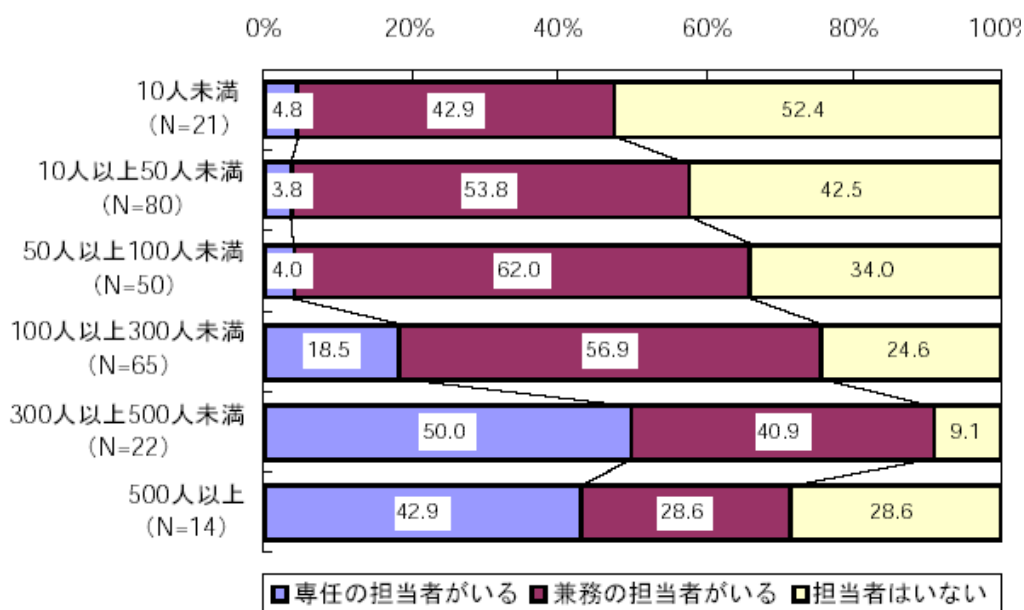
しかし、千葉県内のソフト系IT業界は、受発注両面において東京の影響が強いため、大手ベンダー依存体質の中で独自性の発揮が遅れ、経営基盤、技術基盤とも弱体な状況

にある中小IT企業が多い。全国地域情報産業団体連合会が平成16年2月に実施した「地域IT企業人材育成実態調査」によれば、全国的に、IT人材は質・量とも不足しているとする企業が多いが、特に質的充足面で不足している（図表1）。また、IT人材育成に関わる担当者も不足している状況で、規模の小さな企業ほどこの傾向が強い（図表2）。

図表1 「情報システム部門」従業員の質的充足状況



図表2 従業員規模別IT人材育成担当者の有無



出典：「地域IT人材企業人材育成実態調査」（全国地域情報産業団体連合会、16年2月）

一方、本県でも雇用情勢、特に若年者雇用は厳しい状況にあるが、これは、単なる

景気循環によるものではなく、IT化をはじめとして産業構造が激変する中で経済・社会が求める人材も大きく変わりつつあるにもかかわらず、人材育成面で十分な対応が図られていないこと（雇用のミスマッチ）に原因がある。したがって、情報化による産業振興や雇用のミスマッチ解消のためには、企業ニーズに対応した質の高いIT人材を確保・育成することが非常に重要である。

また、中長期的には、人口減少社会の到来は、若年者労働力の不足を招くことが予想され、現在でも不足しているIT人材の育成・確保は一層重要な課題となっていくと考えられる。

本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」は、いわばIT分野へ進むための入場券であり、将来、テクニカルエンジニアや上級システムアドミニストレータなどの質の高いIT人材育成につなげていくためにも、取得が不可欠なIT資格である。したがって、この資格取得者の増加は、IT人材の裾野を広げ、産業界が求める質の高いIT人材の確保・育成を意味している。

5 構造改革特別区域計画の意義

このように、今後、千葉県でもITの発展を背景に、高度な情報処理技術を備えたIT人材を育成することの重要性がますます高まってくるといえる。

こうした時代の要請に応え、質・量ともに充実したIT人材を育成するためには、「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」等の情報処理技術者試験の取得を奨励・促進させていくことが必要である。

これらの試験は、情報処理技術者試験の体系において入門的な試験のため、資格取得のためには、コンピュータに関する基礎知識のみならず、経営管理、情報化戦略、財務会計・管理会計、著作権等の関連法規まで広範な範囲を効率的に学習することが求められる。特例措置の導入により、認定講座と修了試験を実施する専門学校や株式会社は、カリキュラムから習熟度を測定する試験まで一貫した運営を行えるため、広範な教育内容をこれまで以上に体系化し、実務面を重視したきめ細かな指導が可能となる。そのため、受講する学習者は、広範で基礎的な知識を体系的かつ効率的に学習していくことが可能となる。

また、当試験の午前試験は択一式問題であるため、学習者によっては断片的な知識取得を偏重する弊害があったが、午前試験免除により、学習者は体系的な基礎知識の

上に、より応用力を重視した技術の習得が可能となる。こうした体系的な基礎知識と応用力を得た I T スペシャリストを目指す若者たちの増加は、中長期的にみれば高度の I T 人材の輩出に繋がっていく。

一方、本県の情報化に向けた中長期的な取り組みの全体像を明らかにした「千葉県情報化推進アクションプログラム」においては、情報化による地域産業の振興を主要施策の 1 つとして掲げている。情報化の進展は、新たなビジネスの創出を促進するが、新たな事業を実際に展開するためには、そのための環境整備や継続的な支援を行う体制が必要であり、本県はこの点を推し進めている。

したがって、本計画は、こうした県が進める情報化による地域産業の振興策とあいまって、当該試験の受験者数や合格率を向上させ、I T 人材の裾野を広げるとともに、将来的には高度な I T 人材育成と I T 関連産業の振興に寄与するものと期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 企業ニーズに即した職業能力の開発（I T 資格取得の促進）

本特区では、当該試験の合格率や合格者数を向上させ I T 資格の取得を促進することにより、若年者を中心として企業ニーズに即した職業能力の開発を目指していく。

前述のように I T 人材は質量とも不足しているとする企業が多く、初級システムアドミニストレータや基本情報技術者試験の資格取得は、I T 関連企業への就職には必須、その他の業種でも企業側のニーズが高いことから就職面で非常に有利とされている。

今回の特例措置となる午前試験の免除により、受験者は、専門学校での効率的で体系的な学習が可能となる上、午後に実施される実務的な分野の試験に集中できることから合格率向上や合格者の増大が見込まれる。また、特例措置となる午前試験の免除により受験者の本番試験の負担が軽減されることから、県内の大学の学生や就業者の資格取得を促進することが見込まれる。

(2) 将来の I T 関連産業の担い手となり得る高度な人材育成

本資格は I T 分野へ進むための入場券であり、資格取得者の増加は、I T 人材の裾野を広げる。将来的には、I T 関連産業の担い手となりうる、高度 I T 人材の育成を目指す。

特例措置により当該試験の合格率や合格者数が向上することから、これまで東京に

流出していた I T 化人材の候補者となる学生が、県内の高等教育機関に留まることが見込まれるほか、県内や隣接する都県からも学生が志望してくることが見込まれる。その結果、多くの学生が互いに切磋琢磨し、I T 人材としての能力や情報リテラシーを向上させ、多数の優秀な I T 人材の輩出が可能となる。

(3) 産業の情報化・I T 関連産業の集積による「千葉県情報化推進アクションプログラム」の目標の実現

本県では、「千葉県情報化推進アクションプログラム」において、I T 関連産業の集積と振興、創業の促進を目標の 1 つとして掲げている。

本特区計画によって若年の I T 人材を多数輩出することは、I T 関連産業のみならず地域産業全体において、I T スキルをもつ人材の確保を容易にする。これにより、企業の競争力が高まり、産業の情報化や I T 関連産業の集積が促進される。

他方、県では、県内の中小企業やベンチャー企業等を対象とする支援情報や、県内 I T 企業が有する得意分野等をデータベース化することで、地域産業の支援を行っている。これらの施策が本特区計画と連動することで、地域経済の活性化が進み、「千葉県情報化推進アクションプログラム」における目標を達成することが可能となる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 若年者の雇用促進

本計画を実施することにより、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の受験者数、合格率及び合格者数が増加することが予想される。

これによって、これまで東京に流出していた優秀な I T 人材の候補者となる学生が、県内の高等教育機関等に留まる結果となり、他方、県内の各地域や隣接する都県からの学生の流入も促進される。

その結果、将来の高度 I T 人材となり得る若年層が県内に流入することとなり、専門学校の卒業後や株式会社での受講後、引き続き県内において、将来の高度 I T 技術者の候補者として、また、あらゆる産業において I T 化を進める上での牽引者として活躍していくことが期待される。これは、本地域における若年者の雇用促進を進めていく上での重要な役割を果たすこととなる。

(2) I T 関連産業の振興とその他の産業の I T 化

本特例措置を講ずることにより、IT関連産業を中心とした各産業において、各企業の求める高度なITスキルを有する人材の確保が促進される。のみならず、一般の就業者の情報リテラシー向上を図ることができ、各企業内におけるITの利活用を高めることが期待できる。その結果、各企業内において事務作業のスピード化や業務の効率化・改善等が進み、低コストで良質な商品・サービスを提供しやすい環境が実現されることとなる。

また、これまでIT化が進んでいない企業においても、今後、新たな事業分野の開拓や新商品開発を行う場合等には、あらゆるIT需要に対応することが必要とされる。そのため、IT関連産業はもとよりその他の産業においても、ITスキルを有する人材が求められ、結果として、各企業にとっては生産性や商品・サービスの質の向上へと繋がる。これにより、IT関連産業を中心としたあらゆる県内産業の振興へ貢献することが期待できる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 千葉県情報化推進アクションプログラム（抜粋）

① IT関連産業の集積と振興、創業の促進

- ・ 幕張新都心へのIT関連産業の集積促進による産業クラスターの形成、IT関連企業や学術機関等との連携による共同研究等により、新たな事業の創出を促進する。
- ・ 県内のベンチャー企業、創業者への企業の成長過程に見合った支援、中小企業のIT化への支援等、様々なニーズに対応する支援策を整備することにより、県内の創業の促進、受注機会の拡大等、本県経済の活性化を図る。

② 学校教育・職業教育における情報リテラシーの向上

- ・ 教育用コンピュータの整備等、情報通信基盤を整備し、情報教育や学習の情報化

を充実させ、児童生徒に情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する教育を目指す。

- ・ 職業能力開発機関において、ITに関する教育・訓練を実施することにより、雇用に対応した就業支援や人材育成を図り、就業機会の拡充を目指す。

③ 情報通信基盤の整備促進

- ・ 県内すべての地域において、インターネットのブロードバンドサービスが実現することを旨とし、市町村、民間通信事業者等との役割分担と連携のもと、県内情報通信基盤の充実を図る。
- ・ IT社会に対応した県民サービスの提供と行政事務の効率化を図るため、県行政における情報通信基盤の整備を一層推進する。

(2) 社団法人千葉県情報サービス産業協会（略称 CHISA）が主体となつて行う事業
千葉県は、CHISAと緊密な連携・協力を実施していく。

① ITプロジェクトマネジメント研修

- ・ 県内IT企業のプロジェクト遂行・管理能力の向上を図るため、プロジェクト管理の基礎や、代表的なプロジェクト管理手法であるWBS（注1）やEVM（注2）に関する研修を実施する。

（注1）Work Breakdown Structure の略。プロジェクトマネジメントで計画を立てる際に用いられる手法の一つで、プロジェクト全体を細かい作業に分割した構成図。

（注2）Earned Value Management の略。開発プロジェクトのコストやスケジュールなどの各作業を金銭的な価値に置き換えて、総コストや予定のズレを測定・修正するために、定量的に分析、管理するための手法。

② 経営者セミナー

- ・ 県内の中小企業経営者等を対象に、情報システムの導入や戦略的活用等に関するセミナーを開催する。

③ 技術研修会

- ・ 初級・中級のIT技術者を対象に、Java導入技術、LANシステム設計手法、Webアプリケーション開発技術等に関する技術研修会を実施する。

別紙 1

1 特定事業の名称

番号 1131 (1143、1145)

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

① C I W併用コース

学校法人 秋葉学園

千葉情報経理専門学校 (千葉県千葉市中央区新宿2-5-2)

学校法人 国際理工専門学校

国際理工専門学校 (千葉県千葉市稲毛区穴川3-8-11)

② 情報検定 (J検) 併用コース

学校法人 三橋学園

船橋情報ビジネス専門学校 (千葉県船橋市本町7-12-16)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

① C I W併用コース

任意団体 日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

(東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F)

② 情報検定 (J検) 併用コース

財団法人 専修学校教育振興会

(東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館内)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

① C I W併用コース

学校法人 秋葉学園 千葉情報経理専門学校

初級システムアドミニストレータ試験講座 (C I W併用コース)

別添資料1のとおり

学校法人 国際理工専門学校 国際理工専門学校

初級システムアドミニストレータ試験講座 (C I W併用コース)

別添資料2のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該認定講座の運営者は、日本C I W普及育成協議会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

② 情報検定（J検）併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校

初級システムアドミニストレータ試験講座Aコース（J検併用コース）

I Tエンジニア科、情報処理科

別添資料3のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

（2）修了認定の基準

① C I W併用コース

第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること
- 二. 当該認定講座（別添資料1及び2）の3分の2以上の出席率をもって履修後、日本C I W普及育成協議会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、日本C I W普及育成協議会の定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座（別添資料1及び2）の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること

② 情報検定（J検）併用コース

第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「情報検定 情報活用試験1級」を受験し、これに合格すること
- 二. 当該認定講座（別添資料3）の3分の2以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座（別添資料3）の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること

（3）修了認定に係る試験の実施方法

① C I W併用コース

- 修了認定に係る試験問題は、日本C I W普及育成協議会が作成したものうち、

独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、日本C I W普及育成協議会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。
- 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、日本C I W普及育成協議会が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

② 情報検定（J検）併用コース

- 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。
- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。
- 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
- 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

（4）経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目

① C I W併用コース

名 称 C I Wアソシエイト
 試験科目 C I Wファンデーション
 試験項目

分 野	項 目
(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト

	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
	2 サービス・コンポーネント II
	3 サービス・コンポーネント III
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTML コーディング I
	2 HTML コーディング II
	3 HTML コーディング III
	4 HTML コーディング IV
(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー I
	3 拡張言語テクノロジー II

当該民間資格試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成 13 年 6 月

② 情報検定（J 検）併用コース

名 称 情報検定（情報活用試験 1 級）

試験科目 情報検定（情報活用試験 1 級）

試験項目

分 野	項 目
情報と情報の利用	(1) データと情報
	(2) 情報の表現方法
	(3) 情報の活用、情報処理の手順

	(4) 情報の収集と発信
	(5) 情報の管理
パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
	(2) オペレーティングシステム
	(3) ファイルシステム
	(4) パソコン関連機器とインターフェース
ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
	(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
	(3) モバイルコンピューティング
	(4) ネットワーク上のパソコンの管理
情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
	(2) 社会におけるコンピュータの利用
	(3) 知的財産権
情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
	(2) コンピュータセキュリティ

当該民間資格試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成6年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙2

1 特定事業の名称

番号 1132 (1144、1146)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

① C I W併用コース

学校法人 秋葉学園

千葉情報経理専門学校 (千葉県千葉市中央区新宿2-5-2)

学校法人 国際理工専門学校

国際理工専門学校 (千葉県千葉市稲毛区穴川3-8-11)

② 情報検定 (J検) 併用コース

学校法人 三橋学園

船橋情報ビジネス専門学校 (千葉県船橋市本町7-12-16)

③ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

学校法人 立志舎 東京IT会計法律専門学校千葉校

(千葉県千葉市中央区弁天1-6-2)

学校法人 国際理工専門学校

国際理工専門学校 (千葉県千葉市稲毛区穴川3-8-11)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

① C I W併用コース

任意団体 日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

(東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル5F)

② 情報検定 (J検) 併用コース

財団法人 専修学校教育振興会

(東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館内)

③ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

① C I W併用コース

学校法人 秋葉学園 千葉情報経理専門学校

基本情報技術者試験講座 (C I W併用コース)

別添資料4のとおり

学校法人 国際理工専門学校 国際理工専門学校
基本情報技術者試験講座（C I W併用コース）

別添資料5のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該認定講座の運営者は、日本C I W普及育成協議会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

② 情報検定（J検）併用コース

学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校
基本情報技術者試験講座Aコース（J検併用コース）
I Tエンジニア科、情報処理科

別添資料6のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

③ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

学校法人 立志舎 東京I T会計法律専門学校千葉校

基本情報技術者講座②（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）

別添資料7のとおり

学校法人 国際理工専門学校 国際理工専門学校

基本情報技術者試験講座（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）

別添資料8のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

具体的には、当該認定講座の運営者は、株式会社サーティファイとともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。

（2）修了認定の基準

① C I W併用コース

第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること
- 二. 当該認定講座(別添資料4及び5)の3分の2以上の出席率をもって履修後、日本C I W普及育成協議会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、日本C I W普及育成協議会の定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料4及び5)の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること

② 情報検定(J検)併用コース

第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「情報検定 情報システム試験 基本スキル試験」を受験し、これに合格すること
- 二. 当該認定講座(別添資料6)の3分の2以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料6)の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること

③ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。

- 一. 民間資格試験「情報処理技術者能力認定試験2級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験2級第1部科目」を受験し、これに合格すること
- 二. 当該認定講座(別添資料7及び8)の3分の2以上の出席率をもって履修後、株式会社サーティファイが作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、株式会社サーティファイの定める合格基準に達すること
- 三. 当該認定講座(別添資料7及び8)の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること
- 四. 第二号及び第三号において、東京IT会計法律専門学校千葉校にて平成19年4月から実施されているITビジネス学科の基本情報技術者講座を履修している者にあつては、基本情報技術者講座②の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修すること

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

① C I W併用コース

- 修了認定に係る試験問題は、日本C I W普及育成協議会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、日本C I W普及育成協議会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切である

と認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。
- 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、日本C I W普及育成協議会が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

② 情報検定（J検）併用コース

- 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。
- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。
- 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
- 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

③ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

- 修了認定に係る試験問題は、株式会社サーティファイが作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、株式会社サーティファイは、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。
- 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。
- 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。

- 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、株式会社サーティファイが行うものとする。ただし、株式会社サーティファイが認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。
- 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目

① C I W併用コース

名 称 C I Wアソシエイト
 試験科目 C I Wファンデーション
 試験項目

分 野	項 目
(A) インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
(C) インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
(D) セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
(E) e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ
(F) ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
(G) ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
(H) インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
(I) インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
	2 サービス・コンポーネント II
	3 サービス・コンポーネント III
(J) システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
(K) サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
(L) サイト開発の実践	1 HTML コーディング I

	2 HTML コーディングⅡ
	3 HTML コーディングⅢ
	4 HTML コーディングⅣ
(M) サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジーⅠ
	3 拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成 13 年 6 月

② 情報検定（J検）併用コース

名 称 情報検定（情報システム 基本スキル試験）

試験科目 情報検定（情報システム 基本スキル試験）

試験項目

分 野	項 目
コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類 基数と基数変換 データの表現単位 補助単位とべき乗表現
	(2) 数値とデータの表現方法 10進数表現 2進数表現 16進数表現 固定小数点表記 浮動小数点表記
	(3) 演算と精度 数値表現の精度 演算と精度 数値表現と誤差
	(4) 文字の表現 各種文字コード
	(5) その他のデータ表現 データの符号化 画像データ 音声データ
	(6) 情報と論理 集合と論理 論理演算
	(7) 基本データ構造 基本データ型 基本データ構造 その他のデータ構造
コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ CPUの機能

	命令実行制御 命令のアドレス形式 演算の仕組み 高速化技術
	(2) メモリアーキテクチャ 半導体メモリの種類・特徴 キャッシュメモリ メモリの高速化
	(3) バスアーキテクチャ バスの種類・特徴
	(4) 補助記憶 補助記憶装置の種類・特徴 性能計算
	(5) 入出力アーキテクチャ 入出力装置の種類・特徴 入出力インターフェース 入出力制御方式
	(6) オペレーティングシステム OSの機能と種類・特徴 ジョブ管理 タスク管理 記憶管理
	(7) ファイル管理 ファイルの構成・特徴 ファイルの記憶容量計算 ファイル編成とアクセス手法

当該民間資格試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 平成6年6月

③ サーフティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース

名称 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

試験項目

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
伝送理論 (伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)	

2	アルゴリズムとプログラミング
	データ構造 (スタックとキュー、2分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム (整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語 (種類と特徴など)
2	コンピュータシステム
3	コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体 (種類と特徴、性能計算など)
	入出力インタフェース (種類と特徴など)
	入出力装置 (種類と特徴、性能計算など)
4	システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAID など
	システムの性能、信頼性、経済性など
5	ソフトウェア
	オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)
	ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)
	ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)
	言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)
	CASE、エミュレータ、シミュレータなど
6	ハードウェア
	基本論理回路、組合せ回路など
3	技術要素
7	ヒューマンインタフェース
	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
8	マルチメディア
	オーサリングツール、JPEG、MPEG など
9	データベース
	データベースのモデル、DBMS など
	データ分析、データベースの設計、データの正規化など
	データ操作、SQL など
	排他制御、障害回復、トランザクション管理など
	データウェアハウス、データマイニングなど
10	ネットワーク
	インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど)
	LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)

		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジ メント 系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)
		日程計画 (アローダイアグラムなど)
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント
		ITIL (サービスサポート、サービスデリバリーなど)
		コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラ テジ 系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など)
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム (POS システム、EOS など)
	エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)	
	e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)	
	9	企業と法務

	22 企業活動
	経営組織（事業部制組織、CIO など）
	ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBO など）
	経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ 法など）
	OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）
	会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23 法務
	知的財産権（著作権、産業財産権など）
	ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
	標準化団体（JIS、ISO、IEEE など）
	各種コード（文字コード、QR コード、ISBN コードなど）
	補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

当該民間資格試験に使用する言語 日本語

当該試験事業が開始された日 昭和58年4月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。